

若者支援の取り組みについて

(付議の要旨)

若者が地域と関わる機会を増やし、次代の担い手として活躍することができる環境を整備するとともに、生きづらさを抱える若者の支援を図るため、平成26年度に向けた若者支援の具体的な取り組みについて報告する。

1 主 旨

子ども・若者育成支援推進法(以下、「法」)第2条が定める「一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指す」という基本理念を踏まえ、少子高齢化が進展する中で、中高生世代を対象とした次代の担い手づくりや、生きづらさを抱えた若者の新たなセーフティーネットの仕組みづくりを目指して、「若者の交流と活動の推進」及び「生きづらさを抱えた若者の支援」を新たな実施計画として位置付けるとともに、法の趣旨を踏まえた条例、要綱を制定し、以下のとおり取り組みを推進する。

2 若者の交流と活動の推進

法第8条に基づく国の大綱「子ども・若者ビジョン」の基本的方向性である、「多様な活動機会の提供」、「社会参加の促進」、及び重点課題である「地域における多様な担い手の育成」を実践するために、(仮称)青少年交流センターの整備を図る。

センターでは、人材育成や中高生支援等に関して、児童館の新たな取り組みである中高生支援充実館(後述)と一体的な運用に取り組むため、当面、区内3箇所に設置する。

(1) 整備の手法

社会教育施設が取り組んできた、青少年対策、児童健全育成事業の実績と地域連携の基盤を生かすとともに、青少年世代の自立の促進と新たに地域の次代の担い手づくり及び多世代交流を推進するため、子ども部の施設として整備する。

池之上青少年会館及び青年の家を、子ども部所管として名称変更のうえ機能拡充を図るとともに、希望丘中学校跡地を活用して新たな施設整備を図る。

(2) 施設名称

池之上青少年会館と青年の家は、(仮称)池之上青少年交流センター及び(仮称)野毛青少年交流センターとする。新たに学校跡地に整備する施設については、未定。

(3) 事業内容

青少年の主体的な活動の場及び多世代交流の場の整備、運営
創作活動室、音楽室、体育室、学習室、会議室等
多世代交流事業の推進(新規事業)

誰でも利用可能なフリースペースの設置をはじめ、青少年委員や青少年地区委員との交流会やワークショップ等の共同研修、高齢者や乳幼児とのふれあい事業等の実施を図り、異世代と関わりを持つ機会を積極的に創出していく。

青少年の次代の担い手の養成に向けた研修、講座の実施（新規事業）【別紙1】
・児童館のボランティアリーダー事業と教育委員会の世田谷リーダースクール事業を一本化し、新たに「世田谷ユースリーダー事業」として実施する。

*注：ユースリーダー…「若者ならではの自由なアイデアと社会的使命感をもって、社会をよりよくするために自ら行動し、人々の行動に影響を与える次世代リーダー」

（公益財団法人日本ユースリーダー協会による定義）

青少年の地域行事への参加促進事業や社会体験事業の実施（新規事業）
・町会自治会での災害訓練への体験参加や、企業や社会福祉法人等との連携による就労体験などを実施する。

青少年の余暇活動や団体活動の支援

青少年指導者の研修

（4）池之上青少年会館及び青年の家の所管変更

教育委員会生涯学習・地域・学校連携課が所管する池之上青少年会館及び青年の家について、平成26年4月に子ども部若者支援担当課に所管を変更する。

新たな施設の条例

所管変更後の青少年交流センターの事業実施状況を踏まえ、今後の事業展開や施設の役割等を再度検証し、平成27年度を目途に、現行の「池之上青少年会館条例」及び「青年の家条例」の廃止と子ども部が所管する新たな条例を提案する。

（仮称）野毛青少年交流センター（青年の家）の運営について

民間の新たな発想による事業展開を図るため、平成25年度中にNPO法人等の事業者を公募し、平成26年度より委託による運営を開始する。

さらに、今後の世田谷ユースリーダー事業等の運営状況や地域住民、学識経験者、利用者などへのヒアリング等を実施し、新たな事業展開を検討していく。

（5）今後の予定

平成26年 1月 （仮称）野毛青少年交流センター 運営事業者の公募型プロポーザルによる公募

4月 （仮称）池之上・野毛青少年交流センター運営開始

11月 平成26年 第4回区議会定例会（条例提案）

平成27年 4月 （仮称）青少年交流センター条例施行

平成28年度 学校跡地を活用した新たな施設開設予定

（6）児童館の中高生世代への活動支援機能の拡充

中高生世代の主体的な参加・参画による他世代との交流や、実体験に基づく自己実現・自己肯定感を得るためのプログラムの充実など、児童館の中高生世代への活動支援機能を拡充させ、（仮称）青少年交流センターと一体となって、地域の次代の担い手への育成等に取り組む。

中高生支援充実館の設置

中高生世代の活動を支援する機能を充実させる児童館を、平成26年度は北沢、烏山地域、平成27年度は世田谷、砧、玉川地域に1館ずつ位置づける。

中高生支援充実館での開館時間延長

中高生世代の児童館利用ニーズへの対応や、中高生支援の強化に向けた事業拡充に伴い、開館時間を延長する。

延長時間については、家庭で過ごす時間の確保や帰宅時の安全面への配慮など、児童館の設置目的である児童健全育成の観点から、当面、週2日1時間の延長とし、19時まで開館する。

3 生きづらさを抱えた若者の支援

法第13条に基づく「子ども・若者総合相談センター」及び法15条に基づく「関係機関等による支援」の機能を担うために、様々な理由から社会との接点を持たず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない等、生きづらさを抱えた若者を支援する（仮称）若者総合支援センターを整備する。

(1) (仮称) 若者総合支援センターの概要【別紙2- 、 】

1) 支援の対象者

ひきこもり等の生きづらさを抱えた若者（中高生世代から30歳代）及びその家族総合支所や「せたがや若者サポートステーション」等からの紹介によるケースも想定する。

2) 相談窓口 来所及び電話のほか、メール等による受付も検討する。

3) 支援の内容

基本的な支援内容

定期的な面談や居場所でのプログラムに参加させながら、ケース管理を行い、自立に向けたステップアップを目指す。

支援の方針

「せたがや若者サポートステーション」や「こころスペース」、「みつけば」等の関係機関と連携しながらアセスメントを行い、他機関への同行や自宅への訪問など伴走型の支援を図る。

なお、他の支援機関での対応が妥当と判断される場合は、必要な機関につなぐ。

居場所機能

社会との関わりを再確認し、安心感や自己肯定感を得ながら社会参加に向けた訓練に取り組むことを目的とした居場所を整備し、生活習慣を含め自立意識を醸成するためのプログラム等を実施する。

家族支援事業

ひきこもりの若者の家族向け講演会や相談会を実施し、家族への働きかけを通じて、本人への支援につなげていく。

4) 今後の事業展開

引きこもり相談に限らず多様な相談が寄せられることが想定されるため、セミナールーム等を活用した就労や精神保健、障害などの関係機関とのマッチング事業など、総合的な若者施策の推進に向けた事業展開を図っていく。

(2) 開設時期 平成26年9月1日（予定）

- (3) 開設場所 世田谷ものづくり学校3階(約160㎡)
- (4) 開設時間 火曜～土曜日 午前10時～午後6時(日、月、祝休日休館)
世田谷若者サポートステーション開設時間に準じる。
- (5) 施設整備 個別相談室2、居場所スペース、セミナールーム、事務スペース
- (6) 運営形態 事業委託により実施(公募型プロポーザル方式により選定する)。
東京都若者社会参加応援事業登録団体等、ひきこもり支援等に専門的な知見を有する団体の中から選定を図る。
- (7) 経費(概算) 約3,730万円
 主な内訳：事業委託費 約3,000万円
 ものづくり学校改修等 約320万円
 開設準備・初度調弁等 約328万円
 パンフレット等印刷 約82万円
- (8) その他
 年度内に公募型によるプロポーザルを実施し、事業者選定を図る。
 4月以降、相談マニュアルの整備、関係機関との連携手法、個人情報等のケース管理等について事前の準備を行い、9月からの開設を目指す。
- (9) 今後の予定
 平成26年 1月 公募型プロポーザルによる事業者公募
 2月 事業者選定
 4月～ 事業実施に向けた事前準備
 9月 1日(予定)(仮称)若者総合支援センター開設

4 若者支援の取り組みの年次別スケジュール 【別紙3】のとおり